

第百六十二号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表二十六の項ヌ」を「別表二十六の項ヲ」に改め、同条第二項中「別表二十六の項ル」を「別表二十六の項ワ」に改め、同条第三項中「別表二十六の項カ」に改め、同条第四項中「別表第二十六の項ワ」を「別表二十六の項ヨ」に改める。

別表二十二の項イ中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

別表二十六の部ツの款3の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（いずれも介護医療院において提供されるものに限る。）の全部又は一部

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、別表二十二の項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第三十五号）の施行に伴い、介護サービス情報の調査の対象として追加された介護サービスに係る手数料を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。